

## 岡山大学組換えDNA実験安全管理規則

〔平成16年4月1日〕  
岡大規則第24号

改正 平成17年2月24日規則第2号  
平成18年3月30日規則第11号  
平成19年2月22日規則第9号  
平成20年3月27日規則第18号  
平成21年3月27日規則第14号  
平成22年3月31日規則第14号  
平成24年3月22日規則第4号  
平成24年12月26日規則第24号  
平成28年3月29日規則第24号

### (目的)

第1条 この規則は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「法」という。）に基づき、岡山大学（以下「本学」という。）における組換えDNA実験（以下「実験」という。）の計画及び実施に関し必要な事項を定め、もって、実験の安全かつ適切な実施と組換えDNA研究の推進を図ることを目的とする。

### (部局の定義)

第2条 この規則において「部局」とは、実験を計画し、実施しようとする各学部、自然科学研究科、保健学研究科、環境生命科学研究科、医歯薬学総合研究科、資源植物科学研究所、惑星物質研究所、異分野基礎科学研究所、岡山大学病院、保健管理センター、環境管理センター、自然生命科学研究支援センター及び研究推進産学官連携機構をいう。

2 この規則において「部局長」とは、前項の各部局の長をいう。

### (学長の責務)

第3条 学長は、本学における実験の安全確保に関し総括する。

### (安全管理委員会)

第4条 実験の安全かつ適切な実施を確保するため、組換えDNA実験安全管理委員会（以下「安全管理委員会」という。）を置く。

2 安全管理委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 実験に関する規則等の立案
- 二 実験計画の法及びこの規則に対する適合性の審査
- 三 実験に係る教育訓練及び健康管理
- 四 事故発生の際の必要な処置及び改善策
- 五 その他実験の安全確保

3 安全管理委員会は、次の各号で掲げる者で組織する。

- 一 安全主任者
- 二 自然生命科学研究支援センターゲノム・プロテオーム解析部門長
- 三 保健管理センター長
- 四 研究交流部長
- 五 その他学長が必要と認めた者

4 安全管理委員会に委員長を置き、学長が指名する者をもって充てる。

5 委員長は、安全管理委員会を招集し、その議長となる。

6 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

7 委員長が必要であると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことがで

きる。

(部局長の責務)

第5条 部局長は、法及びこの規則に定めるところに従い、当該部局における実験の安全確保に関し必要な措置を講じなければならない。

(安全主任者等)

第6条 部局に、部局長を補佐するため、安全主任者を置くものとする。

2 安全主任者は、法を熟知するとともに、遺伝子組換え生物の環境中への拡散を防止するための知識及び技術並びにこれらを含む関連の知識及び技術に習熟した者のうちから、部局長の推薦に基づき、学長が命ずる。

3 安全主任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一 実験計画ごとに実験を実施する施設・設備が法に定める拡散防止措置に適合することを確認すること。

二 実験が法及びこの規則に従って適正に遂行されていることを確認すること。

三 実験の安全確保のため、実験責任者に対し、指導助言を行うこと。

四 その他実験の安全確保に関し必要な事項を実施すること。

4 部局長が必要があると認めるときは、安全主任者の業務を補佐する者を置くことができる。

(実験責任者)

第7条 実験を実施しようとする場合は、実験計画ごとに当該実験計画に係る実験従事者のうちから実験責任者を定めなければならない。

2 実験責任者は、法及びこの規則を熟知するとともに、遺伝子組換え生物の環境中への拡散を防止するための知識及び技術並びにこれらを含む関連の知識及び技術に習熟した者でなければならない。

3 実験責任者は、当該実験計画の遂行及び安全確保について責任を負うとともに、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一 実験計画の立案及び実施に際して法及びこの規則を十分に遵守し、安全主任者との緊密な連絡の下に、実験全体の適切な管理及び監督に当たること。

二 実験従事者に対し、実験開始前に法及びこの規則について教育指導を行うこと。

三 その他実験の安全確保に関し必要な事項を行うこと。

(実験従事者)

第8条 実験従事者は、実験を計画し、実施するに当たっては、安全確保について十分自覚し、必要な配慮をするとともに、あらかじめ、微生物に係る標準的な実験方法並びに実験に特有な操作方法及び関連する実験方法に精通し、習熟していなければならない。

(教育訓練)

第9条 安全管理委員会は、実験責任者及び実験従事者に対し、次の各号に掲げる教育訓練を実施する。

一 危険度に応じた遺伝子組換え生物の安全取扱い技術

二 拡散防止措置に関する知識及び技術

三 実施しようとする実験の危険度に関する知識

四 事故発生の場合の措置に関する知識

(教育訓練受講者の登録)

第10条 実験に従事しようとする者は、あらかじめ前条に規定する教育訓練を受講し、教育訓練受講者の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、5年以内ごとに前条に規定する教育訓練を受講しなければ、その期間の経過によって、効力を失う。

(施設・設備の確認及び保全)

第11条 実験責任者は、実験の危険度に応じ、実験の実施前に、使用する施設・設備が

法に定める基準を満たすものであることを確認しなければならない。

2 実験責任者は、前項の施設・設備の保全については、実験開始から完了までの間、法に定める基準を遵守しなければならない。

(実験計画の承認申請等)

第12条 実験責任者は、文部科学大臣の確認及びこれに基づく学長の承認を必要とする実験（以下「大臣確認実験」という。）若しくは学長の承認を必要とする実験（以下「機関実験」という。）を実施しようとするとき又は承認された実験計画を変更しようとするときは、別表に定めるところにより、あらかじめ実験計画を安全主任者を經由して学長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の実験計画の実施期間は5年を限度とする。

3 実験を実施する部局の安全主任者は、実験責任者から新たに実験の申請があった場合は、その施設・設備が法に定める基準を満たしていることの確認を行うものとする。

4 学長は、大臣確認実験の申請があったときは、安全管理委員会に諮問し、その審査を経て、文部科学大臣に確認を求めるとともに、当該確認に基づいて承認の可否を決定するものとする。

5 学長は、機関実験の申請があったときは、安全管理委員会に諮問し、その審査を経て、承認の可否を決定するものとする。

6 学長は、前2項の決定を行ったときは、部局長を經由して実験責任者に通知するものとする。

7 実験責任者は、実験を完了又は廃止したときは、別表に定めるところにより、安全主任者を經由して学長に報告しなければならない。

(実験に係る標識)

第13条 実験責任者は、実験を実施する場合は、法に基づき、次の表のとおり実験に係る標識を表示しなければならない。

拡散防止措置の区分	掲示しなければならない標識	掲 示 場 所
P2レベル	「P2レベル実験中」と表示した標識	実験室の入口
P3レベル	「P3レベル実験中」と表示した標識	実験室の入口
LSCレベル	「LSCレベル大量培養実験中」と表示した標識	実験区域
LS1レベル	「LS1レベル大量培養実験中」と表示した標識	実験区域
LS2レベル	「LS2レベル大量培養実験中」と表示した標識	実験区域
P1Aレベル	「組換え動物等飼育中」と表示した標識	実験室の入り口
P2Aレベル	「組換え動物等飼育中（P2）」と表示した標識	実験室の入り口
P3Aレベル	「組換え動物等飼育中（P3）」と表示した標識	実験室の入り口
特定飼育区画	「組換え動物等飼育中」と表示した標識	飼育区画の入り口
P1Pレベル	「組換え植物等栽培中」と表示した標識	実験室の入り口

P 2 P レベル	「組換え植物等栽培中（P 2）」と表示した標識	実験室の入り口
P 3 P レベル	「組換え植物等栽培中（P 3）」と表示した標識	実験室の入り口
特定網室	「組換え植物等栽培中」と表示した標識	網室の入り口

（実験の安全確認）

- 第 1 4 条 実験従事者は、実験の安全を確保するため、実験開始前及び実験中において、常時、法に定める拡散防止措置の基準を遵守しなければならない。
- 2 安全管理委員会は、法に定める拡散防止措置の適切な実施を図るため、必要に応じ、部局に対する立入調査を実施することができる。
- 3 安全管理委員会は、前項により当該施設・設備の安全を確認したときは、それを証する標識を実験室に貼付し、台帳に登録する。
- 4 安全管理委員会は、必要に応じ、安全主任者及び実験責任者に対し、実験の安全管理に関する報告を求めることができる。

（実験施設への出入管理）

- 第 1 5 条 実験責任者は、実験関係者以外の者の実験室、実験区域、飼育区画又は網室への出入管理について、法に定めるところに従って行わなければならない。
- 2 実験責任者は、実験従事者以外の者（安全主任者を除く。）を実験室、実験区域、飼育区画又は網室に立ち入らせたときは、別紙様式第 3 号の帳簿に必要な事項を記録し、実験終了後 5 年間保存しなければならない。

（実験の記録）

- 第 1 6 条 実験責任者は、実験期間中は別紙様式第 4 号の帳簿に実験の記録を行い、実験終了後 5 年間保存しなければならない。

（遺伝子組換え生物等の譲渡に関する手続）

- 第 1 7 条 遺伝子組換え生物等を譲渡しようとする者は、法の定めるところに従うとともに、譲渡先において明確な使用計画があること及び適切な管理体制が整備されていることを事前に確認した上で譲渡することとし、譲渡に際しては、別表に定めるところにより、あらかじめ、別紙様式第 5 号により譲渡先の大学等へ情報提供するとともに、別紙様式第 6 号により学長に届け出るものとする。
- 2 遺伝子組換え生物等の譲渡を受ける実験責任者は、法の定めるところに従うとともに、前条の規定に基づき、それらを用いる実験計画について、あらかじめ必要な手続を経て、譲渡を受けるとともに、別表に定めるところにより別紙様式第 6 号により学長に届け出るものとする。
- 3 実験責任者は、譲渡等に際して提供した又は提供を受けた情報等を記録し、譲渡等後 5 年間保存しなければならない。

（遺伝子組換え生物等の取扱い、保管及び運搬）

- 第 1 8 条 遺伝子組換え生物等は、法に定める実験の拡散防止措置の基準により、取り扱わなければならない。
- 2 遺伝子組換え生物等を保管及び運搬する時は、法の定めるところによる拡散防止措置を講じなければならない。
- 3 実験責任者は、前項に規定する遺伝子組換え生物等の保管及び運搬に当たっては、別紙様式第 7 号及び第 8 号の帳簿に必要な事項を記録し、実験終了後 5 年間保存しなければならない。ただし、拡散防止措置の区分が、P 2（A・P）レベル以下、LS 1 レベル以下、特定飼育区画又は特定網室の拡散防止措置を必要とする遺伝子組換え生物等の記録は、第 1 6 条に定める実験記録をもって代えることができる。

(健康管理)

第19条 部局長は、実験従事者の健康管理につき、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 実験従事者に対し、実験開始前及び開始後1年を超えない期間ごとに、健康診断を行うこと。ただし、本健康診断は本学における一般定期健康診断をもって代えることができる。
  - 二 実験従事者が病原体によって汚染の恐れが著しい実験を行う場合は、実験開始前に感染の予防治療の方策についてあらかじめ検討し、必要に応じて抗生物質、ワクチン、血清等を準備するものとする。この場合において、実験開始後6月を超えない期間ごとに、特定業務健康診断を行うこと。
  - 三 実験室内、実験区域内、飼育区画内又は網室内における感染の恐れがある場合は、直ちに健康診断を行い、適切な措置を講ずること。
- 2 実験責任者は、実験従事者が次の各号に該当するとき又は次項に規定する報告を受けたときは、直ちに事実の調査をし、必要な措置を講ずるとともに、これを部局長及び安全主任者に報告しなければならない。
- 一 遺伝子組換え生物等を誤って飲み込んだとき又は吸い込んだとき。
  - 二 遺伝子組換え生物等により皮膚が汚染され、除去できないとき又は感染を起こす恐れのあるとき。
  - 三 遺伝子組換え生物等により実験室、実験区域、飼育区画又は網室が著しく汚染された場合に、その場に居合わせたとき。
- 3 実験従事者は、絶えず自己の健康について注意することとし、健康に変調を来した場合又は重症若しくは長期にわたる病気にかかった場合は、その旨を実験責任者に報告しなければならない。また、他の実験従事者が当該事実を知った場合も同様とする。
- 4 第1項第2号に規定する特定業務健康診断の検査項目は労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の定めるところによる。

(事故等発生時の措置)

第20条 実験責任者は、事故等が発生したときは、直ちに必要な応急措置を講ずるとともに、部局長及び安全主任者に報告しなければならない。

- 2 部局長及び安全主任者は、前項の報告を受けたときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、部局長にあっては、安全主任者と連携して、事故等の状況、経過等について調査を行い、学長及び安全管理委員会委員長に報告しなければならない。
- 3 学長は、前項の報告を受けたときは、安全管理委員会と連携して、必要な処置、改善策等について、部局長に対し指示するとともに、速やかにその事故の状況及び執った措置の概要を文部科学大臣に届け出なければならない。

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか、実験の安全確保に関し、必要な事項は、安全管理委員会の議を経て別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前において、既に岡山大学組換えDNA実験安全管理要項（平成16年2月19日学長裁定）により所定の手続を経ている実験計画については、この規則による所定の手続を経たものとみなすものとする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則  
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則  
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則  
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則  
この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則  
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則  
この規則は、平成24年12月26日から施行する。

附 則  
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第12条及び第17条関係）

申請及び届出の手續

事 項	提出書類及び部数	提出期限
(1) 遺伝子組換え実験 (イ) 微生物使用実験 (ロ) 大量培養実験 (ハ) 動物使用実験 (ニ) 植物使用実験	①組換えDNA実験計画書 (別紙様式第1号) ②その他必要に応じ実験計画の内容を説明する資料 ①から②までのうち必要な書類を選択し提出のこと 〔提出部数〕 各1部	ア. 大臣確認実験 実験開始予定日の3か月前まで  イ. 機関実験 実験開始予定日の1か月前まで
(2) 細胞融合実験		
(3) 遺伝子組換え生物等の譲渡	遺伝子組換え生物等の譲渡に係る情報提供書（別紙様式第5号）	譲渡前（譲渡先大学等へ）
	遺伝子組換え生物等の譲渡等届出書（別紙様式第6号） 〔提出部数〕 1部	譲渡後
(4) 遺伝子組換え生物等の譲受	遺伝子組換え生物等の譲渡等届出書（別紙様式第6号） 〔提出部数〕 1部	譲受後
(5) 実験の完了又は廃止	組換えDNA実験完了等報告書（別紙様式第2号） 〔提出部数〕 1部	実験完了又は廃止後



その他参考となる事項:	
遺伝子組換え生物等及び拡散防止措置の一覧表	
核酸供与体	特性
供与核酸	特性
ベクター等	特性
宿主等	特性
遺伝子組換え生物等の特性 (宿主等との相違を含む。)	
遺伝子組換え生物等を保有している動物、植物又は細胞等	特性
拡散防止措置の区分	
備考	

[記載要領]

本様式の各項目に記入する。記入できない場合は別紙を添付し、該当項目に別紙番号を記入すること。

- 1 「第二種使用等の名称」については、当該第二種使用等の目的及び概要を簡潔に表す名称を記載すること。
- 2 「第二種使用等の実施予定期間」については、予定している実験実施期間（5年を限度とする）を記入すること。
- 3 「第二種使用等をする場所」については、当該第二種使用等に用いる全ての実験室を拡散防止措置の区分と併せて記載すること。
- 4 「実験責任者」については、当該第二種使用等の実施場所において当該第二種使用等を直接管理し、計画の遂行及び安全確保について責任を負う者を記載すること。
- 5 「宿主及びその取扱い経験年数」については、使用する生物種の取扱い及び経験年数を宿主毎に記入すること。
- 6 「組換えDNA実験経験年数」については、組換えDNA実験の経験年数を記入すること。
- 7 「種類」については、該当するすべての項目を選ぶこと。
- 8 「概要」については、遺伝子組換え生物等及び拡散防止措置の区分について、当該第二種使用等の過程がわかるように記載すること。

また、「遺伝子組換え生物等及び拡散防止措置の一覧表」にも実験の一連の流れが分かるように記載すること。

- 9 「確認を申請する使用等」については、機関実験又は大臣確認実験のいずれかを選択すること。
- 10 「拡散防止措置」の「区分及び選択理由」については、原則として、研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年文部科学・環境省令第1号）別表第二、別表第三、別表第四又は別表第五の上欄に掲げる拡散防止措置の区分のうち、当該第二種使用等をする間に執る拡散防止措置の区分をすべて記載し、選択した理由をそれぞれ具体的に記載すること。

- 11 「拡散防止措置」の「施設等の概要」については、主要な施設、設備及び機器の位置及び名称を記載した図面を添付することに加え、選択した拡散防止措置に関し、次に掲げる項目について記載すること。
- (1) 培養設備等の総容量（大量培養実験の場合に限る。）
  - (2) 施設等の確認状況
  - (3) 実験室において当該第二種使用等に関係しない動物が飼育され、又は植物が栽培されている場合には、当該動物の飼育又は植物の栽培の状況
  - (4) 第二種使用等をしようとする場所の周辺における組換え植物等と交雑する植物の存在の有無及び当該交雑を防止する措置
- 12 「拡散防止措置」の「遺伝子組換え生物等を不活化するための措置」については、当該第二種使用等をする間に執る拡散防止措置に関し、遺伝子組換え生物等を含む廃棄物並びに遺伝子組換え生物等が付着した機器及び器具について不活化するための措置並びにその有効性を記載すること。
- 13 「その他参考となる事項」については、次に掲げる項目について記載すること。
- (1) 動物を飼育する施設等の管理者による確認状況（動物使用実験の場合に限る。）
  - (2) 事故時等緊急時における対処方法（大量培養実験の場合に限る。）
- 14 「核酸供与体の特性」については、遺伝子組換え生物等の核酸供与体に関し、次に掲げる項目について記載すること。ただし、薬剤耐性遺伝子その他のマーカー遺伝子及び発現調節遺伝子（目的遺伝子に係るものを除く。）である供与核酸が由来する核酸供与体及び第22項に該当する場合は省略することができる。
- (1) 分類学上の位置及び実験分類
  - (2) 病原性、有害物質の産生性その他の特性
- 15 「供与核酸の特性」については、遺伝子組換え生物等の供与核酸に関し、次に掲げる項目について記載すること。ただし、薬剤耐性遺伝子その他のマーカー遺伝子及び発現調節遺伝子（目的遺伝子に係るものを除く。）である供与核酸が由来する供与核酸及び第22項に該当する場合は省略することができる。
- (1) 種類（ゲノム核酸、相補デオキシリボ核酸、合成核酸等）及び一般的名称
  - (2) 構成要素（目的遺伝子、発現調節遺伝子等）の機能、大きさ及び構成
  - (3) 塩基配列情報又は日本DNAデータバンク等の塩基配列データベースのアクセッションナンバー（供与核酸が同定済核酸である場合に限る。）
- 16 「ベクターの特性」については、遺伝子組換え生物等のベクターに関し、次に掲げる項目について記載すること。ただし、第22項に該当する場合は省略することができる。
- (1) 名称、由来する生物の分類学上の位置及び実験分類
  - (2) 構成
  - (3) 伝達性および宿主特異性
- 17 「宿主等の特性」については、遺伝子組換え生物等の宿主に関し、次に掲げる項目について記載すること。ただし、第22項に該当する場合は省略することができる。
- (1) 分類学上の位置及び実験分類
  - (2) 自然環境における分布状況及び生息又は生育が可能な環境
  - (3) 繁殖又は増殖の様式
  - (4) 病原性、有害物質の産生性その他の特性
  - (5) 栄養要求性、薬剤耐性及び至適生育条件（微生物である遺伝子組換え生物等の使用等をする場合に限る。）
  - (6) 伝達性および宿主特異性（宿主がウイルス及びウイロイドである場合に限る。）

- 18 「遺伝子組換え生物等の特性（宿主等との相違を含む。）」については、遺伝子組換え実験の場合にあっては、当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等に新たに付与されることが予想される又は付与された特性を記載すること。ただし、第22項に該当する場合は省略することができる。
- 19 「遺伝子組換え生物等を保有している動物、植物又は細胞等の特性」については、次に掲げる項目のうち関係する項目を記載することに加え、当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等を保有している動物、植物又は細胞等に新たに付与されることが予想される又は付与された形質について記載すること。ただし、第22項に該当する場合は省略することができる。
- (1) 分類学上の位置及び実験分類
  - (2) 自然環境における分布状況及び生息又は生育が可能な環境
  - (3) 繁殖又は増殖の様式
  - (4) 病原性、有害物質の産生性その他の特性
- 20 「遺伝子組換え生物等及び拡散防止措置の一覧表」の「拡散防止措置の区分」の欄には、研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年文部科学・環境省令第1号）別表第二、別表第三、別表第四又は別表第五の上欄に掲げる拡散防止措置の区分を参考に、実験を実施する間に執る拡散防止措置の区分を記載する。
- 21 「遺伝子組換え生物等及び拡散防止措置の一覧表」の「備考」の欄には、以下の事項を記載すること。
- (1) 遺伝子組換え生物等及び拡散防止措置の組合せのうち大臣確認実験に該当する場合には、その旨
  - (2) 認定宿主－ベクター系を用いる場合には、そのレベル
  - (3) 各段階における主な目的等
- 22 特性の記載を省略することができる宿主－ベクター系及び供与核酸は次のとおりとする。
- 1 宿主－ベクター系
    - B1、B2レベルの認定宿主－ベクター系
  - 2 供与核酸
    - 一 以下の蛋白質をコードする遺伝子
      - amylase
      - cellulase
      - galactosidase
      - glucosidase
      - green fluorescent protein
      - luciferase
      - phosphatase
    - 二 以下の抗生物質の耐性をコードする遺伝子
      - ampicillin
      - chloramphenicol
      - kanamycin
      - tetracycline
- 23 特定飼育区画又は特定網室を使用する場合及び細胞融合実験を実施する場合は、部局の安全主任者に相談の上、申請すること。

組換えDNA実験完了等報告書

年 月 日

岡山大学長 殿

課 題 番 号	
第二種使用等の名称	
実 験 責 任 者 所 属 ・ 職 ・ 氏 名	
第二種使用等を行った 場所の名称および所在地	
<p>上記組換えDNA実験の実施を 年 月 日付け 完 了 し、 廃 止</p> <p>遺伝子組換え生物については、<input type="checkbox"/>適正に不活化をする措置を行った後に廃棄したことを報告します。  <input type="checkbox"/>転出先機関で引き続き使用することを報告します。  <input type="checkbox"/>学内教員等に譲渡したことを報告します。                  (譲渡教員等所属部局・職・氏名 )</p> <p><input type="checkbox"/>学外研究者に譲渡したことを報告します。                  (譲渡教員等所属機関・部局・職・氏名 )</p> <p>廃棄した                  なお、計画書に記載の組換えプラスミドについては、                  今後は使用せず保管する                  ことを併せて報告します。</p>	
<p>上記の報告事項を確認いたしました。</p> <p>安全主任者所属・職・氏名 印</p>	

実験従事者以外の者の実験施設への出入管理簿

第二種使用等の名称	
実 験 責 任 者	
拡 散 防 止 措 置	

出 入 者 (所属・氏名)	出入年月日 及び時間	出 入 場 所	出 入 目 的	備 考

実 験 記 録 簿

第二種使用等の名称	
実 験 責 任 者	
拡 散 防 止 措 置	

実験の実施年月日	平成 年 月 日 ( ) ~平成 年 月 日 ( )
実 験 従 事 者	
実 験 の 実 施 内 容	
実 験 の 結 果	
遺伝子組換え生物等の 廃 棄 の 方 法	
備 考	

注1 第18条第3項のただし書に該当する場合は、遺伝子組換え生物等の保管又は運搬に関して必要な事項を備考欄に記入すること。

注2 同一の内容を含む実験記録等をもって本様式の実験記録簿に代えることができる。

遺伝子組換え生物等の譲渡に係る情報提供書

年 月 日

\_\_\_\_\_  
大学  
\_\_\_\_\_  
殿

岡山大学  
所属・職 \_\_\_\_\_  
実験責任者氏名 \_\_\_\_\_ 印  
連絡先 住所 〒 \_\_\_\_\_  
TEL : \_\_\_\_\_  
FAX : \_\_\_\_\_  
E-mail : \_\_\_\_\_

譲渡対象の遺伝子組換え生物等は、第二種使用を行っておりますので、下記のとおり情報を提供します。

記

遺伝子組換え生物等の第二種使用等に関する情報提供	
譲 渡 予 定 日	年 月 日
遺伝子組換え生物の種類と名称	
大臣確認手続き	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
宿主の名称-ベクター系（遺伝子組換え生物等を接種した動植物についてはその旨も記載）	
供 与 核 酸	
拡散防止措置の区分	
その他（特記事項）	

- (注1) E-mailによる情報提供を行う場合、押印は不要。
- (注2) 譲渡先大学等において当該遺伝子組換え生物等に係る遺伝子組換え実験の手続きが完了していることを事前に確認すること。
- (注3) 情報提供後は、別紙様式第3号によりその旨を学長に届け出ること。

遺伝子組換え生物等の譲渡等届出書

年 月 日

岡 山 大 学 長 殿

実験責任者

所属・職

氏名

印

TEL :

FAX :

E-mail :

下記のとおり、遺伝子組換え生物等  
 を譲渡しましたので  
 の譲渡を受けましたので  
 届け出ます。

相手方の所属・職・氏名	
住 所	〒
T E L	
F A X	
E-mail	
情報提供の方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 包装への表示 <input type="checkbox"/> 容器への表示 <input type="checkbox"/> F A X <input type="checkbox"/> 電子メール
譲渡先に係る 確認事項	<input type="checkbox"/> 譲渡先において明確な使用計画があること及び適切な管理体制が整備されていることを確認しました。
遺伝子組換え生物 の名称および特性	
核酸供与体	
供与核酸	
宿 主	
拡散防止措置の区分	
本遺伝子組換え生物 に係る実験計画の承認 番号および第二種 使用等の名称	
運搬方法・運搬容器	
その他	

遺 伝 子 組 換 え 生 物 等 保 管 管 理 簿

第二種使用等の名称	
実 験 責 任 者	
拡 散 防 止 措 置	

保管に係る遺伝子 組換え生物等		異動事項(年月日)	保 管 場 所	保管に従事 した者	備 考
種 類	数 量				

(注) 遺伝子組換え生物等を廃棄した場合は、備考欄に廃棄方法及び廃棄場所を記入すること。

遺 伝 子 組 換 え 生 物 等 等 運 搬 管 理 簿

第二種使用等の名称	
実 験 責 任 者	

運搬に係る遺伝子組換え生物等		運搬年月日及び時間	運搬方法	運搬先		運搬に従事した者	備考
種	類数量			機 関 名	責 任 者 名		

(注) 遺伝子組換え生物等を廃棄した場合は，備考欄に廃棄方法及び廃棄場所を記入すること。